

貿易関係証明 企業登録について

貿易登録は、商工会議所の定めた「商工会議所原産地証明書等貿易関係書類認証規程」に基づき、貿易関係証明申請者に「貿易関係証明に関する誓約書」および「貿易関係証明申請者登録台帳」（「貿易関係証明申請者業態届」と「貿易関係証明申請署名届」からなる）により、証明を申請しようとする会議所に、次の事項を誓約・届出していただくものです。

- (1) 証明申請の際、提出する書類の記載内容がすべて真実かつ正確である旨の誓約
- (2) 証明書発給後に疑義・紛争が生じた場合、商工会議所の定めた条件によって処理をし、商工会議所に 迷惑をかける旨の誓約
- (3) 証明申請者の営業実態の届出
- (4) 証明申請者の署名者の署名の届出

商工会議所はこれらの誓約・届出により実態の把握できる者に対してのみ証明を発給します。

【申請者登録・代行業者登録】

白河商工会議所に、原産地証明書をはじめとする貿易関係証明を申請する法人(団体)・個人、また、申請者から 委託を受けて申請業務を代行する者(以下、「代行業者」)は、あらかじめ貿易関係証明「申請者登録」、「代行業者」登録の手続きをそれぞれとることが必要です。この手続きは白河商工会議所の会員・非会員を問わず、すべての申請者・代行業者に必要です。

【企業登録・更新時の提出書類について】

必要書類	法人	個人	備考
貿易関係証明申請者登録台帳 (表面：業態内容届 裏面：署名届)	○	○	
貿易関係証明に関する誓約書	○	○	
登記事項証明書(履歴事項全部証明書) (3か月以内に発行された原本1通)	○	×	・支店の場合も必要。 ・法人格のない団体の場合は、認証の写し、定款、役員名簿、事業報告書が必要。
印鑑証明書 (3か月以内に発行された原本1通) ※誓約書の代表者印欄に押印	○	○	・法人代表者の場合は、法務局への届出印。 ・個人事業者の場合は、市区町村発行の印鑑証明書で可。
住民票 (3か月以内に発行された原本1通)	×	○	
開業届・納税証明書の写し	×	○	個人事業者の新規登録の場合のみ
会社概要	○	○	パンフレットもしくはホームページでも可

下記の事項に該当する場合は追加書類が必要。

白河市外の法人・個人 (営業拠点が白河市内にない場合)	地区外登録の理由書 ※任意提出
代表者、登録するサイナーが外国人の場合	下記のいずれか ・在留カードまたは特別永住者証明書のコピー(両面) ・パスポートのコピー(両面) ・住民票写し(発行3か月以内)
中古品を取り扱う場合	古物許可証のコピー

※貿易関係証明書類への記入、押印、典拠資料等に不備があった場合は受理できません。

貿易登録の有効期限は、登録・更新の日から2年間です。更新の際は、新規と同様の手続きが必要です

登録手数料：白河商工会議所の会員は無料、非会員の場合は6,000円(税抜)です

【お問合せ】 白河商工会議所 企画総務課 TEL：0248-23-3101 FAX：0248-22-1300